

# 公 告

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定により、田原市給食センター整備運営事業を実施する民間事業者を選定したので、同法第8条第1項の規定により、民間事業者選定の客観的な評価の結果を別添のとおり公表する。

平成23年10月5日

田原市長 鈴木 克 幸

## 1 事業の概要

### (1) 事業名称

田原市給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）

### (2) 対象となる公共施設等の種類

学校給食共同調理場

### (3) 公共施設等の管理者

田原市長 鈴木 克幸

### (4) 事業目的

田原市（以下「市」という。）では、旧田原町時代の昭和46年から給食センター方式により学校給食を提供してきた。しかし、現在は市町村合併を経て、自校方式とセンター方式とが混在しており、ドライシステムの導入や老朽化した設備の更新及び施設の合理的運営に早急に取り組む必要がある。厳しい財政状況の中、これらの課題を解消するために、民間のノウハウや技術的能力を活用し、事業コストの削減や質の高い公共サービスの提供が期待できるPFI手法による新給食センターを整備していくことを決定した。

市では、現在も野菜はできる限り地元でとれた旬のもの、米についても地元田原産を使い「食の安全」、「地産地消」に積極的に取り組んでいる。このことから、給食の一層の充実を図り、児童生徒に安全・安心で、栄養バランスのとれた、美味しい給食が提供できる給食センターを整備するものである。

さらに、最近のPFI手法を導入して整備した給食センターの事例の中には、ユニークな取り組みがみられる。市においては、これらも参考にしながら、全国有数の農業地域であることや半島特性の強い風、豊富な日照などを利用した自然エネルギー活用、風光明媚な立地条件などの地域資源を活用した施設整備のほか、子どもたちから食べ物に興味を持たせる仕組みづくりによる「魅力ある給食センター」を目指すものである。

### (5) 公共施設等の立地条件及び規模

#### 1) 立地に関する事項

- ① 事業用地 田原市赤羽根町東山60番3他  
(旧愛知県立成章高等学校赤羽根校舎グラウンド及びテニスコート部分)
- ② 敷地面積 約16,862㎡
- ③ 用途地域 指定なし(市街化調整区域)
- ④ 建ぺい率 60%
- ⑤ 容積率 200%

## 2) 施設に関する事項

### ① 基本的考え方

施設・設備等は、衛生的かつ機能的なものとし、ドライシステムを導入した汚染、非汚染区域が明確となる配置の中で、HACCPの概念を取り入れ、文部科学省が示す学校給食衛生管理基準及び厚生労働省が示す大量調理施設衛生管理マニュアル等に基づいた確実な衛生管理に対応した施設・設備等を想定している。

### ② 施設機能

1日当たり9,000食の供給能力のある施設を整備するための諸室等及び施設・設備等に要求する機能水準については、要求水準書に記載する。

### ③ 新給食センターに必要な要素

「魅力ある給食センター」の実現のため、必要な要素として市では次のものを考えている。

- ・食育の推進（見学会、試食会等）
- ・地元食材の利用推進（地産地消）
- ・品数の増加を含む質の向上
- ・多彩な給食の提供（バイキング給食・セレクト給食・リクエスト給食・一流シェフ（料理専門家）監修給食の実施等）
- ・炊きたてご飯等温かい給食の提供
- ・環境への配慮
- ・働きやすい職場環境

## (6) 事業範囲

事業者が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）に基づき、給食センター等を設計、建設し、維持管理、運営等の業務を遂行することを本事業の範囲とし、事業者が行う主な業務は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の内容については、募集要項のほか、要求水準書、事業仮契約書（案）等を参照のこと。

### 1) 給食センターの設計及び建設に関する業務

- ・調査業務
- ・設計業務
- ・事業用地内の既存施設の解体・撤去業務
- ・雨水排水路切回しに係る設計・工事等業務
- ・建設工事業務
- ・調理設備調達・搬入設置業務
- ・食器食缶等調達業務
- ・施設備品等調達業務
- ・周辺家屋影響調査・対策業務（電波障害対応、近隣対応等）
- ・工事監理業務
- ・施設所有権移転業務

- ・ 交付金申請支援業務
- ・ 上記に伴う各種申請等業務
- ・ その他関連業務

## 2) 配膳室等整備等業務

- ・ 配膳室等調査設計業務
- ・ 配膳室等整備・改修等業務
- ・ 上記に伴う各種申請等業務

## 3) 開業準備業務

## 4) 給食センターの維持管理に関する業務

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 附帯施設保守管理業務
- ・ 調理設備保守管理業務
- ・ 食器食缶等保守管理業務
- ・ 施設備品等保守管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 警備業務

## 5) 給食センターの運営に関する業務

- ・ 献立作成補助業務
- ・ 食材検収補助業務
- ・ 調理業務
- ・ 衛生管理業務
- ・ 配送・回収業務
- ・ 洗浄等業務
- ・ 食育の推進支援業務
- ・ 多彩な給食の提供支援業務
- ・ 上記に伴う各種申請業務

注) パン、麺類(ソフトめん、白玉うどん等)、牛乳については、市契約業者から小学校、中学校、保育園及び幼稚園(以下「配送施設」という。)へ直接搬入されるため、本業務に含まない。

## (7) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者が自らの提案をもとに新たに給食センターの設計、建設を行った後、市に給食センターの所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に示される内容の維持管理業務及び運営を行うBTO(Build Transfer Operate)方式により実施する。

### (8) 事業期間

本事業の事業期間は、平成23年12月から平成41年3月までの17年4か月（設計・建設期間2年2か月、開業準備期間2か月、維持管理・運営期間15年）とする。

### (9) 事業スケジュール（予定）

期 間	年 月		内 容
設計・建設期間 (2年2か月)	平成23年	12月	事業契約の締結 実施設計 着工
	平成26年	1月 1月末	工事完了 引渡し
開業準備期間 (2か月)	平成26年	2月 3月末	開業準備着手 開業準備完了
維持管理・運営期間 (15年)	平成26年	4月	維持管理・運営業務開始
	平成41年	3月末日	維持管理・運営業務実施 事業期間終了

## 2 事業者選定までの経緯

日付	内容
平成22年10月5日	第1回審査委員会 (設置、委嘱、事業概要の説明、実施方針(案)の審議)
平成22年10月29日	実施方針等の公表
平成22年11月11日	実施方針等の説明会
平成22年11月11日～15日	実施方針等に関する質問受付
平成22年11月25日	第2回審査委員会 (審査方法について、特定事業の選定についての審議及び承認等)
平成22年11月30日	実施方針等に関する質問回答の公表
	実施方針等の修正資料の公表
平成22年12月3日	実施方針等に関する質問回答の修正資料の公表
平成22年12月20日	特定事業の選定の公表
平成23年1月18日	第3回審査委員会 (審査及び公募書類等の審議及び承認等)
平成23年2月3日	公募、募集要項等の公表・交付
平成23年2月14日	募集要項等説明会、現地見学会
平成23年2月11日、12日、 13日、19日、20日、26日、 27日の7日間	配膳室等の現地確認調査
平成23年2月17日～21日	募集要項等に関する質問・回答の受付
平成23年3月9日	募集要項等に関する質問・回答の公表(1回目:参加表明関係)
平成23年3月22日	募集要項等に関する質問・回答の公表(2回目)
	募集要項等の修正資料の公表(1回目)
平成23年3月24日	募集要項等に関する質問・回答(2回目)修正資料の公表
平成23年3月29日～31日	参加表明書及び資格審査書等の受付
平成23年4月7日	資格審査結果の通知
平成23年4月14日	応募者対話質問受付

日 付	内 容
平成23年4月26日、27日	応募者対話
平成23年5月12日	応募者対話における質問・回答の公表
	募集要項等の修正資料の公表（2回目）
平成23年5月17日	応募者対話における質問・回答修正資料の公表
平成23年7月7日	事業提案書の受付
平成23年8月5日	第4回審査委員会 (基礎審査結果及び提案内容について)
平成23年8月17日、18日	第5回審査委員会 (応募者のヒアリング)
平成23年8月30日	第6回審査委員会 (最優秀提案者、次点提案者の選定の審議及び承認等)
平成23年9月9日	優先交渉権者の決定
平成23年9月12日	優先交渉権者の公表
平成23年10月5日	客観的な評価の結果の公表
平成23年10月5日	審査講評の公表

### 3 審査結果

#### (1) 資格審査

平成23年3月31日までに次の7つの応募者から参加表明があり、いずれの応募者も参加資格要件を満たしていることを確認した。

#### (2) 提案審査

##### 1) 事業提案書の提出

平成23年4月7日に資格審査を通過した7グループについて、平成23年7月7日までに事業提案書の受付を実施したところ、参加表明のあった7グループのうち下記の6グループから事業提案書の提出があった。

##### 2) 基礎審査

応募者の提案内容が基礎審査項目を充足していることを確認した結果、すべての要件に適合していると確認されたため、応募者を総合評価の対象とした。

##### 3) 総合評価

提案内容の評価点（補正後）に、提案価格点を加算し総合評価を行った結果、各応募者の総合評価点は下記のとおりとなった。

グループ名	トヨタ生協	東急建設	グリーンハウス	魚国総本社	東洋食品	藤建設
提案内容の評価点 (補正後)	39.92	34.93	56.52	51.64	60.00	40.27
提案価格点	35.56	39.21	35.44	37.15	37.39	40.00
総合評価点	75.48	74.14	91.96	88.79	97.39	80.27

##### 4) 最優秀提案者及び次点提案者の選定

総合評価を行った結果、総合評価点の最高は97.39点の東洋食品グループ、次いで91.96点のグリーンハウスグループとなった。

これより、審査委員会は、東洋食品グループを最優秀提案者として、グリーンハウスグループを次点提案者として選定した。

## 4 優先交渉権者及び次点提案者の決定

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、平成23年9月9日に東洋食品グループを優先交渉権者、グリーンハウスグループを次点提案者として決定し、同年9月12日にその旨を公表した。

## 5 評価結果

優先交渉権者の提案に基づき、市の財政負担額を比較したところ、本事業を市が自ら実施する場合に比べて、PFI事業により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担が、約10.3%削減することが見込まれる。

## 6 提案の概要

優先交渉権者の主な提案事項は下記のとおり。

### [主な提案事項]

- ・衛生管理及び労働環境に配慮した全国最大の完全オール電化システムの採用
- ・1階に集約した調理員使用の休憩室・更衣室・専用便所
- ・独立したアレルギー対応食調理室
- ・作業工程別に見学可能な回廊式見学通路
- ・ノロウィルスの2次汚染を防止する特別洗浄室
- ・環境学習向けの見学ルートの設置
- ・給食センターでは日本最大級の太陽光発電（50kW）
- ・風力発電機（1kW）

### [施設概要]

- |        |           |      |             |
|--------|-----------|------|-------------|
| ・施設構造等 | 鉄骨造       | 2階建て |             |
| ・建築面積  | 4,598.55㎡ |      | (配送車 車庫含まず) |
| ・延床面積  | 5,113.02㎡ |      | (配送車 車庫含まず) |